



6 畜産第 1765 号
令和 6 年 9 月 10 日

食料・農業・農村政策審議会
会長 大橋 弘 殿

農林水産大臣臨時代理
国務大臣 伊藤 信太郎

諮 問

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和 29 年法律第 182 号）第 2 条の 2 第 1 項の規定に基づき酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針を定めるに当たり留意すべき事項について、同条第 5 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。



6 畜産第 1522 号
令和 6 年 9 月 10 日

食料・農業・農村政策審議会
会長 大橋 弘 殿

農林水産大臣臨時代理
国務大臣 伊藤 信太郎

諮 問

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき家畜改良増殖目標を定めるに当たり留意すべき事項について、同条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、鶏の改良増殖目標についてもこれに準じて定めたいので、併せて意見を求める。